

## 建 築 工 事 設 計 図 書 作 成 要 領

(目的)

第 1 この要領は、建築工事設計委託業務の必要事項を定める。

(設計業務)

第 2 設計は、建築基準法、建築士法、消防法、電気事業法、バリアフリー新法、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例、その他関係法令に基づいて行うこと。

第 3 設計目的額の範囲内で工事費の適正配分を行うこと。

第 4 市民財産形成の観点に立ち、経済的合理性のある建物が建築できるように設計すること。

第 5 設計目的物は、意匠性・耐久性および安全性のそれぞれを適正に兼ね備えること。

第 6 周辺状況・既設建物・工期・工法等を十分に調査・検討し、設計に反映すること。

第 7 自然環境の負荷の低減に配慮するとともに、建設資材等のリサイクルを推進すること。また、木材等の長浜市産の建材をより多く採用するよう配慮すること。

第 8 設計目的物は、利用するすべての人が安全で快適に利用できるようにすること。

第 9 契約後、速やかに委託業務着手届、委託業務担当者届（経歴書を添付すること）、協力会社届、設計工程表をそれぞれ 2 部提出し、係員の承諾をえること。

第10 実施設計に先立ち、基本図を作成し係員の承諾をえること。また、係員から基本図以外の設計資料の要求がある場合は作成すること。

(申請業務)

第 11 第 2 の関係法令等に基づき、工事着手前に関係官公庁への諸手続が必要な場合は、申請等を行い許可等を得ること。

(設計図書)

第 12 設計図書は次のものをいう。

A 建築設計

1. 設計図 (意匠図・構造図)
2. 構造計算書
3. 積算書 (設計内訳書・数量調書・見積書・見積比較書・代価表等)
4. 打合せ記録書・事前協議録
5. その他必要と認めるもの

B 電気設備設計

1. 設計図
2. 計算書 (照度計算書、負荷計算書、幹線計算書、電圧降下計算書)
3. 積算書 (設計内訳書・数量調書・見積書・見積比較書・代価表等)
4. 打合せ記録書・事前協議録
5. 維持管理計算書
6. その他必要と認めるもの

C 機械設備設計

1. 設計図
2. 計算書 (給排水ガス計算書、冷暖房負荷計算書、換気計算、ダクト計算書、騒音計算書)
3. 積算書 (設計内訳書・数量調書・見積書・見積比較書・代価表等)
4. 打合せ記録書・事前協議録
5. 維持管理計算書
6. その他必要と認めるもの

#### D 解体設計

1. 設計図（意匠図・解体図・参考図）
2. 積算書（設計内訳書・解体数量調書・見積書・見積比較書・代価表等）
3. 打合せ記録書・事前協議録
4. その他必要と認めるもの

第 13 設計図書はできる限りデータ化し提出すること。図面データ形式は dxf とし、透視図（パース）が必要な場合は jpg 等の画像データとすること。

第 14 設計意図を説明するための資料として、参考品番等で図中に指示あるものの中で、係員が指定する物のカタログ等を提出すること。

#### （積算）

第 15 積算は、「建築数量積算基準・同解説」および「建築設備数量積算基準・同解説」によるものとする。

第 16 設計単価の採用については、「建設物価」・「積算資料」及びその季刊号等の工事単価の出版物を比較すること。また、その出版物に採用すべき単価がない場合は専門業者からの見積り等より単価を作成すること。

見積書は市立長浜病院あてで、工事名称が明記されているものとし、3社以上から聴取する。また、見積り聴取に際し、本工事の元請けになり得る業者や専門業者以外への見積り聴取が必要になった場合は、係員に承諾をえること。

第 17 設計内訳書は Microsoft 社 Excel 等の表計算ソフトにて作成し、そのデータを提出すること。

第 18 複合単価、合成単価および見積り単価などの作成された単価は、各金額の項は小数点以下を切捨て、整数を採用すること。また、単価が 4 桁以上になる場合は、有効

数字を3桁とし、以下を切捨てとすること。

(成果品)

第19 成果品の提出形態は、次のとおりとする。

- ・ 図面製本は工事名称を刻印印字にて表表紙と背表紙に明記すること。
- ・ 成果品のファイル等は文章保存箱に封入して提出すること。
- ・ デジタルデータはタブレット本体及びDVD-R等の記憶媒体に保存して提出すること。なおDVD-Rには委託名称等を明記したケースに封入して提出すること。
- ・ PDFファイルは2種類作成すること。用紙サイズをA1で解像度設定600dpiのもの、用紙サイズA3で解像度設定を300dpiのものを作成すること。

(記録)

第20 関係諸官庁との事前協議や係員との打合せおよび現場調査等の記録を作成し、係員に提出すること。

(その他)

第21 本委託業務が完了後であっても、工事入札時や工事中に疑義および質疑等が発生した場合はそのことを解決し発注者や工事請負者に説明すること。

第22 設計内容が起因するトラブルにおいては、原則として受託者の責務において処理すること。

第23 本工事は補助対象工事であるため、係員から指示があるときは必要書類を作成し、提出すること。